

目次

A 5 -CR-★1-告訴状20210126.....	2
A 5 -CR-★2-証拠20210126.....	12
A 5 -CR-★3-1号証1.....	13
A 5 -CR-★4-1号証2.....	14
A 5 -CR-★5-補充書①20210127.....	24
A 5 -CR-★6-補充書②20210128.....	25

告訴状 A 5

令和 3 年 1 月 26 日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被告訴人

(元)前橋地方裁判所民事第2部B係の裁判官の菅家忠行に対し、
公務員職権濫用罪と脅迫罪と犯人隠避罪

告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は一連行為であり、後述の各罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め告訴いたします。

告訴事実1 5 件の訴状を1年以上も送達せずに訴訟を遅延させました(1 号証)

(元)前橋地裁民事第2部B係の裁判官の菅家忠行は、前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町 3 丁目 1 番 34 号)での職務において、当該 5 件(1 号証)の裁判長裁判官として、公正な裁判を行うべき立場に在りながら、包囲網として通謀して、私への脅迫の意図を持って、職務を装って、その職権を濫用して、其々の受付日(A,I,J,M は 20180813、N は 20180910)から送達日(A は 20190925、I,J,M,N は 20191001)までの間、求釈明も事務連絡も一切せぬまま、5 件の訴状を長期間送達せず、訴訟開始を遅延させ、私の権利の行使を妨害しました。

しかしながらこれは、以下の 5 点を総合すると、たとえ訴状審査権の行使であったとしても、程度問題として既に、私の訴権(自決権)や適正な手続を受ける権利や裁判を受ける権利の侵害であることは自明過ぎるがゆえに、あまりにも社会通念を無視した、有り得ない取扱と言え、更には、結果的に 5 件(この他にも 3 件)とも、合理的根拠の無い棄却判決としたことをも勘案すれば、当り前に、私への故意の害意の証左です。

第一に、民事訴訟規則第六十条に規定された「三十日以内の送達」を 10 倍以上も超過する違法であり、また、おそらくは全裁判所としてもこれほど長期の前例は無く、当り前に、差別です。

第二に、不法行為の時効期間の 3 年と比較して、1 年以上というのは、その 3 分の 1 以上ですから、未送達(未係属)中にも訴えた事件の時效が進行しますし、また、その後の訴訟活動上の選択肢も減ります(機会損失)から、程度問題として、既に弊害が大き過ぎます。

第三に、送達しなければ時間の問題として必ず原告の人権侵害に至るので、訴状審査権にも一定の限界が有ることは、誰にも 100% 自明です。

第四に、初期提出した 7 件のうち、5 件が菅家忠行に集中しているのは不審です(集中させた疑い)。

同地裁民事部の定員は6名らしく、少なくとも常時5名以上の裁判官が在籍したはずです。
第五に、検察による告訴の妨害の打開の為の民事訴訟であることを5件とも明記しています。
したがって、訴訟遅延が告訴遅延に直結することも必然です。
なおこの間、私が「期日未定の事件についてのお訊ね」と題する三度(平成30年12月20日付(甲1)、令和元年6月7日付(甲2)、令和元年7月16日付(甲3))の書面や口頭にて督促し、事情説明を求めたのに、菅家忠行も同地裁職員らも、揃って無視しました。
また、当該5件のその後の経過を見るに、本訴状提出直後に行われた原告への求釈明が極めて単純な内容であったことや、其々の判決がいずれも、原告である私の訴えを合理的根拠無く無視していること(実質的な司法拒絶)、などから、訴状審査は口実だったと思われます。

告訴事実2 私の訴えを合理的根拠無く無視した判決を行ったこと(2,3号証)

2020年2月17日14:30、前橋地裁21号法廷において、(元)前橋地方裁判所民事第2部B係の裁判官の菅家忠行は、包囲網として通謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地裁H30ワ355慰謝料請求事件の裁判長裁判官として公正な裁判を行うべき職務を装って、その職権を濫用して、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視した、その手続的無効性が誰にも自明な、社会通念上裁判とは呼べない、棄却判決を行いましたが、これは当り前に、訴権(自決権(憲法13条))や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)や裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です。
要するに、①全趣旨を考慮したが、②違法性は無い、旨の結論ですが、この2点とも虚偽です。
合理的根拠が無いことが不当だと訴えているのに、それを一切無視して、外形面だけで適正であると判定しているのですから、職責放棄の呆れ果てた倒錯としか言い様が有りません。
いざれも心証だけで理由が無く、理由が無い以上は全趣旨を考慮したとは言えず、したがって違法性は無いなどとは言えません(論理則違反ないし片手落ち)。

詳しくは後述の通りですが、要点を列挙すれば、

1 警視庁の歴然たる法令(職責)違反を無視したこと (判決書7頁)
警視庁の対応は、完全無視という態様が多く(被害届、サワダ、内容証明)、少なくとも、全不法行為が合理的根拠が無く、実質的な無視と言えることから、歴然たる法令(職責)違反であり、手続妨害であり、職務上の故意または過失による人権侵害であり、不法行為であると訴えたのに、捜査による利益は反射的利得に過ぎないから原告適格が無い、と判定しました。

2 国家的な禁じ手の理論を振りかざしたこと (判決書6頁)
捜査によって受ける利益は反射的利得に過ぎないから原告適格が無い旨は、日本が国連に対し、常に「有り得ない」と定例報告して来たところの、「公共の福祉」優先による人権侵害そのものですから、国連への背信であり、それを法曹が知らぬ筈は有りません。
反射的利得というのは、正当業務行為の場合に限った阻却事由ですが、全ての不法行為が故意または過失であることを無視して、この論理だけで否定しており、呆れた倒錯です。

3 天文学的に超高度の蓋然性の数々を無視したこと(事案解明責任の放棄)
②私への脅迫の為の叔母の殺害(主要事実)、③警視庁の殺害への関与(主要事実)、④脅迫殺人の真相究明の訴えのサワダによる隠蔽(基礎事実)、⑤捜査要求の内容証明の無視(基礎事実)、⑥佐藤賢二による4つの嘘と内部牽制の妨害(基礎事実)、⑦西方信太郎による回答約束反故と内部

牽制の妨害(基礎事実)、など。

無視の内訳は後述の通り、①無視=判定洩れ(言及自体が無い)、がほとんどで、②理由不備(心証だけで理由が無い)や、③片手落ち(判断要素の欠落)、も散見されます。

このように、自由心証主義ないし事実認定の基本原則を遙かに逸脱しており、裁判所として有り得ない瑕疵なのに、掲げた全不法行為とも同様であること、更には、告訴事実1の5件を含め、結果的に担当の8事件とも同様であること、などの蓋然性を総合すれば、明らかに故意の害意です。

告訴事実1と2に共通の説明

告訴事実1では、時間の問題として必ず裁判を受ける権利の侵害に至ること、告訴事実2では、①法令違反、②国連への背信、③超高度の蓋然性の数々、などの、当り前のことを無視しています。

★公務員職権濫用です

菅家忠行は、前橋地裁民事第2部B係の当該事件の裁判長裁判官として、公正な裁判を行うべき職権を装って、その職権を濫用して、告訴事実1と2により、いずれも合理的根拠無く、私の訴えを無視し、自決権や適正な手続を受ける権利や裁判を受ける権利の行使を妨害しました。

これらは私の当該訴訟を妨害し、人権を侵害しており、また、裁判の公正という公益を侵害し、私に本来は義務も必要も無い本告訴状を作らせたので、公務員職権濫用罪です。

★犯人隠避です

民事訴訟ながら、①検察庁による告訴の妨害の打開の為の訴訟と5件とも明記していたこと、②本件と同じ三罪を明記していたこと、③たとえ民事訴訟であっても裁判所は職権で然るべき処置を取れること、④そもそも公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)が有ること、などから、上記職権濫用により、告訴状A(東京地検)に記載の、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の、警視庁の、不詳1、不詳2、サワダ、サトウ、ニシカタ、らを隠避し、國の刑事司法作用を妨害しました。

★脅迫です

両告訴事実とも甚だしく社会通念を逸脱しており、犯人隠避の必要以上に職権濫用の不当性を演出している点から、三審の通謀を前提とした一連の社会通念の偽装の陰謀であり、「(我々は)お前を認めない」との社会的抹殺の意図の無言の威力脅迫の害意、としか説明が付きません。

また、そのような国家的隠蔽の状況が齎す無言の脅迫効果は絶大です。

職責放棄の無効な判決です

原判決の主な不当性は、理由(合理的根拠)が無いこと(示していないこと)です。

そもそも裁判一般の本質は、紛争の解決の為に、①中立機関が、②紛争原因に対して、③正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、です。

然るに、②紛争原因を無視して(誤って)おり、③正当な基準を適用していません(脱漏)。

したがって原判決は、形式面からも内容面からも、およそ私の裁判とは呼べず、無効です。

なお、訴えの無視とは、①判定洩れ(脱漏)=言及が無い場合、②理由不備=心証だけで理由が無い場合、③片手落ち=判断要素の欠落、の3類型が有ります。

これは法的には、「請求の原因」に当る部分を無視しており(裁判の脱漏)、「すべて裁判官は、その

良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(日本国憲法 76 条〇3)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法 247 条)、に其々、違反しています。

一連の社会通念の偽装の陰謀です

つまりこれらは、「(私の場合に限り)適法行為」の旨の虚偽(判例違反・経験則違反)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、一連の日本限りの社会通念の偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそが、その総仕上げです(4,5 号証)。

当り前の数々を無視することの犯罪性

告訴事実1では、時間の問題として必ず裁判を受ける権利の侵害になること、告訴事実2では、いずれも判決への影響が必至の基礎事実ないし主要事実であり、また、「合理的な疑いを超える程度の確信」を得られることばかりなので、これらを合理的根拠無く無視したことは、必然的に手続(告訴)妨害となり、原告への人権侵害となること、が誰にも自明(100%予見可能)です。

なお、当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、などであり、その不当性は、第一に、反社会性であり、著しい不合理は、公序良俗違反(民法 90 条)です。

第二に、人権侵犯性であり、私の被害者性を合理的根拠無く無視しており、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、「(我々は)お前を認めない」との、社会的抹殺の意図の人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や訴権(自決権(憲法 13 条))ないし適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)ないし裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害です。

言い換えると、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、職権濫用による手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則違反(民法 1 条)であり、また、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(公序良俗の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言えるので、公序良俗民法 90 条)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、職務上の故意または過失であり、私への公然たる非人扱いです。

罪名

以下の犯人隠避罪と脅迫罪は観念的競合、公務員職権濫用罪は二罪の牽連犯と考えます。

菅家忠行に対し、脅迫罪(刑法第二百二十二条)

告訴事実1と2により、菅家忠行は、「告訴事実1と2に共通の説明」に既述の通り、包囲網としての私への脅迫の意図を持って通謀して、既述の職権を装って、その職権を濫用して、いずれも実質的な司法拒絶の形で不当性を演出し、既述の気勢を重ねて暗示し、もって、私の社会的抹殺を狙った人格的生存(生命と自由と名誉)への害意の無言の威力脅迫を重ね、私を恐怖させたので、脅迫罪です。

菅家忠行に対し、犯人隠避罪(刑法第百三条)

告訴事実1と2により、菅家忠行は、「告訴事実1と2に共通の説明」に既述の通り、包囲網として通謀して、同人らへの刑罰を免れさせる為に、既述の職権を装って、その職権を濫用して、いずれも実質的な司法拒絶の形で不当性を演出し、当該訴訟ひいては告訴を妨害し、国の刑事司法作用を妨害し、既述の同人らを隠避しましたが、同人らの罪状が、いずれも罰金以上の刑に当ることは明らかですから、犯人隠避罪です。

菅家忠行に対し、公務員職権濫用罪(刑法百九十三条)

告訴事実1と2により、菅家忠行は、包囲網として通謀して、上記の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、「告訴事実1と2に共通の説明」に既述の職務を装って、その職権を濫用して、裁判の公正という公益を侵害し、いずれも実質的な司法拒絶の形で不当性を演出し、当該訴訟と私の権利の行使を妨害し、私に本来は義務も必要も無い本告訴状を作らせたので、公務員職権濫用罪です。

私の訴えと一審判決の瑕疵

前提1 警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示しました (99.99%)

2009.1.19 10:19 に、私が練馬郵便局(東京都練馬区豊玉北 6-4-2)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)に簡易書留で送った、2009.1.18 付被害届(A-1号証)を、警視庁は完全に無視しました。

同被害届の内容は、不特定多数(包囲網)による私への不買運動(タクシー営業妨害)などの威力脅迫行為の摘発要請であり、警視総監宛で、一ヵ月後の回答期限を冒頭に明記して有りました。

これは後述の通り、①無視できない 8 項目を明記していたこと、②回答要請を明記していたこと、などから、外形的にも完全無視(shut out)の、あまりにも自明な法令(職責)違反と言え、それを敢えて実行したことが、警視庁の害意を、極めて強く暗示しています。

一般的に、捜査機関が、犯罪被害の訴えを根拠無く無視すれば、当り前の、法令(職責)違反です。したがって、正当業務行為ではなく、権利または法律上保護される利益の侵害です(8号証)。

A 無視できない 8 項目の記載を無視 (1号証)

脱漏

(1)★(3 頁)顔パス(挙手した乗客の逃亡)

稀有な人為現象

(2)★(3 頁)その顔パスが、毎乗務 10 回以上も起きた蓋然性

天文学的超高確率

(3)★(5 頁)会社の平均売上の連動(下落)現象が不買運動を裏付けていること

超高度

400 台の会社の平均売上が、私の出番日に連動して下落していました(2007 から 2009 年)。

更には、首都圏の 20 万台のタクシーの平均売上も、私の出番日に連動して下落していました。

また、会社の平均売上は、退社時(2009 年)は入社時(2006 年)より約 4 割も絶対額が減少しました。

このことは公知でしたから、私の出番日とずらして巻き添えを回避しようとする乗務員が相次いだ為、各タクシー会社の運営はパニックに陥り、社会問題化し掛けました。

おそらくは、この連動現象を解消する為に、包囲網はやがて、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動

<u>を展開した(2008年頃から)為、首都圏の夜の街は大恐慌に陥りました。</u>	
<u>この運動データこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実でした。</u>	
<u>叔母の殺害は、直接的には、この運動データの口封じの為に、起きたものと思われます。</u>	
★不買運動や危険運転による、生命への無言の脅迫の脅威を無視	超高度 脱漏
(13 頁)大型の編隊による高速道路への合流妨害、(18 頁)対向車の幅寄せ(<u>センターラインオーバー</u>)	
B 冒頭頁の回答要請と期限を無視	脱漏
C 歴然たる法令(職責)違反を無視	立法趣旨を無視 脱漏
反論●●● 反射的利益だから原告適格が無い旨(判決書 6 頁中)	国連への背信 理由不備
反論●●● 法律上保護される利益ではない旨(判決書 7 頁上)	国連への背信 理由不備
反論●●● 回答する義務は無い旨(判決書 7 頁上)	理由不備
反論●●● 違法ではない旨(判決書 7 頁上)	理由不備
★★★正当業務行為ではない点を無視	判定洩れ
一般的に、 <u>捜査機関が、犯罪被害の訴えを根拠無く無視すれば、当り前に、法令(職責)違反です。</u>	
<u>法令違反は正当業務行為どころではなく、権利または法律上保護される利益の侵害です。</u>	
なお、他の不法行為でも全く同じ判定をしていますので、以後の摘示を省略します。	
★★犯罪捜査規範 61 条違反です	実質的な受付拒否 理由不備
★★★犯罪捜査規範 65 条違反です	理由を告知しない受付拒否 理由不備
内容不明の場合、「本人から補充の書面を差し出させ(中略)なければならない」に違反しています。	
●①「解らないから無視した」旨の後講釈の抗弁を証拠無しに採用した欺瞞	理由不備
「判然としない」やら「要領を得ない」やら「了解困難な諸事情」やらは、 <u>抗弁事実ですから立証が必要なのに、未立証で全面採用しました(訴訟ルール違反)</u> 。	
もし立証できたとしても、 <u>私に告知していないのですから、抗弁に成り得ません。</u>	
●②「具体的犯罪事実の記載が無いから無視した」旨は法令違反であり、過失です	理由不備
被疑者と人数不詳の常なので、規定された本人意思確認を怠ったことは、 <u>職責違反の過失です。</u>	
また、 <u>規定上、捜査の端緒は具体的犯罪事実だけに限定されてはおりません。</u>	
★警察法 1 条違反です	理由不備
適正な手続を受ける権利を侵害しており、「 <u>個人の権利と自由を保護</u> 」に違反しています。	
★★警察法 2 条 2 項違反です	理由不備
「 <u>個人の生命、身体、財産の保護に任じ、犯罪の予防</u> 」に違反しています。	
★被害届の意味が無くなります(100%予見可能)	意味や立法趣旨に違反 判定洩れ
★差別的取扱(平等権の侵害)です(100%予見可能)	立法趣旨に違反 判定洩れ
★同様の前例が無いことは、公知の違法性の証左です	正規の取扱ではないこと 理由不備
★予見可能性に基く結果回避義務違反です	記載事項を否定する根拠無 判定洩れ
★★★★上記各違法性が自明過ぎるゆえに、警視庁の害意を暗示	理由不備
2 私への脅迫の為に、叔母を殺害し、事故に偽装しました (②99.80%)	理由不備

2009.2.20 午前6時20分頃(AII-2、3、4号証)、埼玉県さいたま市中央区桜丘二丁目の国道17号交差点付近において、伊勢崎友信と警視庁の不詳1は事前通謀して、私への脅迫の意図を持って、私の叔母の太田まり子を待ち伏せし、殺意を持って17号を左折し、側道を直進中の太田まり子の自転車を狙って衝突させ、重症頭部外傷等を負わせ、もって、同日午前8時39分頃、同区上落合8丁目3番33号所在のさいたま赤十字病院において死亡させ、「先の被害届を忘れなければ、お前もこの叔母のように殺すぞ」との、私の生命への無言の脅迫の害意を暗示しました。

なお埼玉県警も、同人らと事前通謀して、その後、伊勢崎友信を轢逃げ犯として逮捕し、自動車運転過失致死罪で送検するなどにより、殺人の疑いを根拠無く排除した極めて不合理な捜査を行い、この殺害を、合理的根拠無く、交通事故に偽装しました。

そう推測する根拠は、①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、②まさしく同被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、「先の被害届を忘れなければ、お前もこの叔母のように殺すぞ」との、警視庁の害意の内容が明かされた恰好であること、また、同様の状況設定のドラマや小説も多いことから、経験則として誰でもそう感じること、何よりも、③この二つの稀有な現象が偶然に重なる確率は天文学的に低いこと、などから、私への脅迫の為の殺人であることが、極めて当たり前に、推定されることです。

そして、同被害届とこの殺害との因果関係は、警視庁が直接関与したか、あるいは、内容を外部に漏洩させたことに因って惹き起されたか、のいずれかです。

これらの当り前の蓋然性を解ろうとしないことこそ、世紀の茶番であり、世界の恥です。

包囲網としての私への脅迫の為の殺人です 天文学的超高確率 理由不備

全不法行為の前提となる基礎事実(ないし主要事実)であり、以下の蓋然性の総合です。

(1)被害届の完全無視(歴然たる法令違反)が暗示する警視庁の害意(99.999999%以上)

(2)同被害届の回答期限当日の叔母の変死(99.80%以上)

(3)警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の訴えの隠蔽(99.00%以上)

(4)叔母の変死には不審点が多数有ります(99.9999999%以上) 全て判定渋れ

A▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線である不審(AII-3号証)(99.99%以上)

B巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上) 左折直後です

C▼司法解剖の実施経緯の不審(AII-10,11号証)(90.00%以上) 廣橋絹代の証言との矛盾

「他殺か病死の可能性も有るので、解剖させてほしい」(AII-10号証)

D▼逮捕の決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上)

E▼交通事故として当り前の物証が一切無い不審(90.00%以上)

F被疑者の行動の必然性の有無(99.00%以上)

待伏せの疑い

G殺意は無かつたとする証拠が一切無い不審(99.00%以上)

Hこの事故のその他の事件性(90.00%以上)

現場に比し目撃者が出ない不審など

I▼ 轢逃げ事故の公判(AII-甲10)の不審(99.9999999%以上)

この公判は、証拠も無く交通事故だと決め付け、殺意の疑いに一切触れておらず、まさに絵に描いたような組織的隠蔽です。 刑事公判とは? 刑事的視点とは?

反論●●● 「上記判決の内容に誤りがあるとは窺えない」(判決書 7 頁下)	理由不備
★★★殺意を排除した根拠が有りません 刑事的視点を欠く公判	職責の自己否定
★★★送検した埼玉県警の偽装(特に上記A,C,D,E,I)の看過	理由不備

(5) 態意性一覧表(5 号証)は包囲網実在の証左です(99.9999999%以上)

反論●●● 包囲網の存在を認めるに足りない旨(判決書 7 頁中)	理由不備
★★★各事象(事件)の蓋然性は超高度、 <u>それらの相互関連性から包囲網の実在は明白です。</u>	
★★★包囲網とは女のブラックリストであり、被害届 2018(4 号証)に経緯などを記述しています。	
反論●●● 「警視庁が叔母の死亡に関与した事実はない」旨(判決書 7 頁中) まさに理由不備	

★★★組織的隠蔽を主張しています 事実ではなく蓋然性の問題 理由不備

3 サワダが、脅迫の為の殺人の真相究明の要請を隠蔽しました (99.00%)

2009.3.3 午後、警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町 1 丁目 1 番地 3)において、同署のサワダは、私が脅迫殺人の真相究明と包囲網の摘発を要請した事實を隠蔽しました。
私が当然に警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でも解るはずです。
私は、サワダの風貌を記憶しているので、当時の職員名簿からでも特定できます。
また、警視庁の一貫した完全無視対応からも、この事實を推認できるはずです。

反論●●● 反射的利益だから原告適格が無い旨(判決書 8 頁上) 既述の理由不備

4 警視庁が捜査要求の旨の内容証明を無視しました (99.00%)

2016.6.6 に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町 1-6-5)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)警視総監宛に送った脅迫の為の殺人の捜査要求の旨の内容証明便(A-3,4 号証)を、警視庁は完全に無視しました。

反論●●● 反射的利益だから原告適格が無い旨(判決書 8 頁中) 既述の理由不備

5 佐藤賢二が私の訴えを無視しました (99.00%)

2017.10.2 13:49(A-5 号証)、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から警視庁本部への通話において、広報課・広聴担当・佐藤賢二是、私がサワダによる脅迫の為の殺人の隠蔽を訴え、内部牽制を求めたのに、「監察室には繋ぐ窓口が無い」、「署内での脅迫殺人の訴えを無視しても犯罪にはならない」、「こちらは捜査機関ではない」、「こちらは内部不正の告発を受け付ける部署ではない」などの虚偽を用いて私の告訴を妨害しました。

●●反論 「佐藤賢二に虚偽も詭弁も認められない」旨(判決書 8 頁下) 理由不備

上記はいざれも歴然たる虚偽ですから、実質的な受付拒否による告訴妨害です。

反論●●● 反射的利益だから原告適格が無い旨(判決書 8 頁下) 既述の理由不備

6 西方信太郎が私の訴えを隠蔽しました (99.00%)

2017.10.03 10:33(A-6 号証)、私の自宅から警視庁本部への通話において、警視庁・人事二課・西方信太郎は、私がサワダによる脅迫の為の殺人の隠蔽を訴え、内部牽制とサワダの身元の特定を

要請したのに、同月中の折り返し連絡を約しておきながら、その後反故にしました。

反論●●● 反射的利益だから原告適格が無い旨(判決書9頁上) 既述の理由不備

★★回答約束の反故やサワダの身元の不開示は、明らかな信義則違反による手続妨害です。

反論●●● 「警視庁が脅迫したとは認められない」旨(判決書8頁上) 既述の理由不備

適用法令

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)

第1条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的 理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

第2条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者 の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に當つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由 の干渉にわたる等その権限を濫用するがあつてはならない。

犯罪捜査規範(昭和三十二年七月十一日国家公安委員会規則第二号)

第二条2 捜査を行うに当つては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限 を行使しなければならない。

(法令等の厳守)

第三条 捜査を行うに当たつては、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号。以下「刑訴法」という。)その他の法令及び規則を厳守し、個 人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。

(合理捜査)

第四条 捜査を行うに当たつては、証拠によつて事案を明らかにしなければならない。

2 捜査を行うに当たつては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者そ の他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証 拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるよ うにしなければならない。

(総合捜査)

第五条 捜査を行うに当つては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能 を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならない。

第六十一条 警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件 が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄 区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければなら い。

第六十五条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときま

たは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書(補充調書)を作成しなければならない。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

第二百三十九条〇2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

第三条(裁判所の権限) 裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

第四十九条(懲戒) 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によって懲戒される。

挙証方法 証拠説明書と1から5号証

添付書類 証拠説明書と1から5の全書証

以上

告訴A 5証拠説明書 20210126

番号	標目	媒体等	立証趣旨
1号証	当該5件の一覧表 (遅延事件の裁判記録)	プリント 20210126 私が作成	立証すべきは、 <u>5件の訴状送達日が、全て受付から1年以上経っている事実です。</u> いざれも稀有な(前例の無い)遅延です。 <u>A, I, J, Mは20180813、Nは20180910受付、Aは20190925、I, J, M, Nは20191001送達です。</u> <u>この間、3度も書面で督促したのに、釈明も事務連絡も一切無く、20190813の私の訴状Q(前橋地裁R1ワ428慰謝料請求事件)の提出を見て初めて、4件の求釈明が行われました。</u> 各訴訟記録に基づき一覧表化しました。
2号証	前橋地裁H30ワ355 慰謝料請求の原告 の準備書面(1)	プリント 20191114 私が作成	立証すべきは、 <u>当該訴訟での原告の私の主な訴え内容(蓋然性)</u> です。 令和元年11月14日付。 告訴状に記述の通り、3号証の判決と見比べれば歴然と、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視しています。
3号証	前橋地裁H30ワ355 慰謝料請求事件の 令和2年2月17日付 の判決書	コピー 20200217 菅家忠行が 作成	立証すべきは、この判決書が、 <u>原告である私の訴え(2号証)</u> を、合理的根拠無く、無視していることです。 法令(職責)違反かつ人権侵害(訴權(自決権)や適正な手続を受ける権利や裁判を受ける権利)となることは、あまりにも自明過ぎ、社会通念を無視した、有り得ない異常な判決と言え、更には、5件とも同様であるがゆえに、私への害意の証左です。 無視には以下の <u>3類型</u> が有りますが、いざれも露骨な形式不備ですから、 <u>訴訟ルール違反</u> とも、 <u>論理則違反</u> とも言えます。 ① <u>判定洩れ(脱漏)</u> 、つまり、 <u>言及が無い場合</u> 大半 ② <u>理由不備</u> 、つまり、 <u>心証だけで理由が無い場合</u> ③ <u>片手落ち</u> 、つまり、 <u>判断要素の欠落(理由不備の一種)</u>
4号証	被害届2018	プリント 20210122 私が作成	立証すべきは、 <u>包囲網の実在</u> です。 包囲網とは、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、 <u>私へ社会的汚辱による非人扱いの輪(いわゆる女のブラックリスト)</u> です。 恣意性一覧表とセットで総合して頂くことで、類型的一貫性や相互関連性として、包囲網の実在を訴求しております。
5号証	恣意性一覧表	プリント 20200804 私が作成	立証すべきは、 <u>包囲網の実在</u> です。 数字で合理的に考えれば、包囲網の実在に疑いの余地は有りません。 各事象(事件)毎に確率数字で示した通り、各事象には其々極めて高度の恣意性が有るので、まして、それらが私だけに集中している蓋然性(相互関連性)を総合すれば、包囲網の実在としか説明が付きません。

記号・加害者	事件番号	受付	初回指定	★送達	求釈明	同回答	初回期日	判決	裁判長
A 警視庁	前橋地裁H30ワ355慰謝料請求 東京高裁R2ネ1354	20180813	20190920	20190925	20190828	20190910	20191111	20200217 14:30	菅家忠行
I 前橋人権相談所	前橋地裁H30ワ357慰謝料請求 東京高裁R2ネ2956	20180813	20190920	20191001	20190828	20190910	20191113	20200413 10:30	菅家忠行
L 前橋地裁(吉田)	前橋地裁H30ワ358慰謝料請求 東京高裁R2ネ2957	20180813	20190920	20191001	無	無	20191113	20200413 10:30	菅家忠行
M 前橋地検	前橋地裁H30ワ359慰謝料請求 東京高裁R2ネ2958	20180813	20190920	20191001	20190828	20190910	20191113	20200413 10:30	菅家忠行
N 法務省(国連)	前橋地裁H30ワ399慰謝料請求 東京高裁R2ネ2959	20180910	20190920	20191001	20190828	20190910	20191113	20200413 10:30	菅家忠行

なお、5件の判決の不当性はいずれも同様の態様であり、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視した判決が、法令(職責)違反かつ人権侵害なのは、
 あまりにも自明過ぎ、社会通念を無視した、有り得ない異常な判決であるがゆえに、私への審意の証左であるということです。

今井 豊



平成 30 年 8 月 13 日

地方裁判所 御中

訴状 A

送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

送達場所) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号東京都総務局総務部法務課
 03-5388-2519 FAX 03-5388-1262
 同代表者 知事 小池 百合子

請求事件

金額 10 万円

用印紙額 1 千円

請求の趣旨

被告は原告に対し 10 万円を支払え

訴訟費用は被告の負担とする



貼用印紙 1,000 円
郵便切手 6,000 円

請求の原因

、埼玉県警、群馬県警は私の全主張を組織的時間的に一貫して無視し続けております。
 観庁 サワダ、シンド、サトウ、ニシカタ、後述の被疑者および人数不詳①～②』
 は後述のように、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、私の訴えを無視する
 より露骨な告訴の妨害を行って私の権利の行使を妨害しました。

私がネット包囲網の摘発を求めて提出した 2009.1.18 付被害届を警視庁は無視しました。

発生した告訴状 A～M は、全て摘発を逃れた包囲網が起こした派生事件と言えます。

網の摘発を逃した警視庁にはその全ての派生事件に結果責任があります。

私は人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

犯人達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

からは彼らの公務員としての職権の濫用であり、故意または過失であり不法行為です。

て、

本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項、

家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715

裁 判 事 項

年月日	事 項	裁判長	裁判官	裁判官
平成 1 令和 元・9・20	本件を合議体で審理及び裁判する。			
2	本件口頭弁論(□準備的)期日を 平成元年11月11日午前・午後2時00分 と指定する。			
3	上記口頭弁論(□準備的)期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 に変更する。			
4	本件を弁論準備手続に付する。			
5	上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定する。			

△の告知 (原告) 代理人・当事者双方 に即日電話で告知済

□の告知 当事者双方に即日電話で告知済

保 管 物 等	取 寄 先	保 管 物 等 の 表 示	保管番号	返還日

和解調書等正本送達(口頭)申請調書	
受 理 日	<input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
受送達者	<input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/>
申 請 人	<input type="checkbox"/> 原告 (<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁判所書記官	

回 付 決 定	
平成 年 月 日 前橋地方裁判所 支部へ事件回付	
裁判官	
上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/> 電話により <input type="checkbox"/> 普通郵便により 通知した。	
裁判所書記官	

供 閱	首 席 書記官	次 席 書記官	訟 廷 管理官	記 錄 係 長	主 任 書記官	係 書記官

第1回口頭弁論陳述

10

今井 豊

平成30年8月13日

前橋地方裁判所 御中

訴状 I

原告
（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1
今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

被告
（送達場所） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
同代表者 法務大臣 上川 陽子

請求事件
金額 10万円
印紙額 1千円

第1 請求の趣旨

被告は原告に対し10万円を支払え
訴訟費用は被告の負担とする

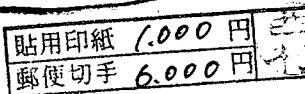
第2 請求の原因

法務省局(人権相談所) フクダ沼田支局長、ハラダ係長、イシマキ、トミオカラは、後述のよ
り人権相談所として、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、また露骨な申出
を行って私の権利の行使を妨害しました。

私を人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。
者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。
彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

民法709条及び国家賠償法1条1項または、
民法704条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715
使用者責任)の公人への類推適用、
民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任の公人への類推適用
の選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
可能な場合は先順位から適用ねがいます。

違法性



裁 判 事 項

今井 豊



平成 30 年 8 月 13 日

地方裁判所 御中

訴状 L

（原告） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

（被告） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
 法務大臣 上川 陽子

請求事件

額 10 万円

賠償額 1 千円

請求の趣旨

私は原告に対し 10 万円を支払え

私費用は被告の負担とする

請求の原因

原告裁判官・沼田支部(沼田市材木町甲 150)裁判官 吉田達二は、2017.12.12 10:00 同支部における平成 29 年度第 2 回慰謝料請求事件(2017.09.05 第 1 回期日)の判決において、後述のように、裁判長(ワ)第 2 回 6 号の判決において、原告の主張をほとんど無視して極めて不公平かつ不当な審理を行い、またこの不当な審理をすく後述の準備工作を行うなどにより私の適正な手続を受ける権利の行使を妨害しました。
 私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。
 告者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。
 彼の特別国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、

民法 709 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715

使用者責任)の公人への類推適用、

709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用

の選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。



貼用印紙 1,000 円
郵便切手 6,000 円

平成 30年(ワ)第358号

裁 判 事 項																																									
年月日	事 項			裁判長	裁判官	裁判官																																			
平成 · ·	本件を合議体で審理及び裁判する。																																								
1 令和 元・9・20	本件口頭弁論(□準備的)期日を 平成元年11月13日前後 / 時分																																								
2	と指定する。																																								
· ·	上記口頭弁論(□準備的)期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分																																								
3	に変更する。																																								
· ·	本件を弁論準備手続に付する。																																								
4	上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分																																								
5	と指定する。																																								
<input checked="" type="checkbox"/> の告知 原告代理人・当事者双方に即日電話で告知済 <input type="checkbox"/> の告知 当事者双方に即日電話で告知済																																									
保 管 物 等	取 寄 先		保 管 物 等 の 表 示		保 管 番 号	返 還 日																																			
						· ·																																			
						· ·																																			
						· ·																																			
						· ·																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">和解調書等正本送達(口頭)申請調書</th> </tr> <tr> <th>受理日</th> <th colspan="2"><input type="checkbox"/>成立日と同日 <input type="checkbox"/>平成 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受送達者</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>当事者双方 <input type="checkbox"/>利害関係人 <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>申請人</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>原告(<input type="checkbox"/>代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="7">裁判所書記官</td> </tr> </tbody> </table>							和解調書等正本送達(口頭)申請調書			受理日	<input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日		受送達者	<input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/>		申請人	<input type="checkbox"/> 原告(<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		裁判所書記官																						
和解調書等正本送達(口頭)申請調書																																									
受理日	<input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日																																								
受送達者	<input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/>																																								
申請人	<input type="checkbox"/> 原告(<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>																																								
裁判所書記官																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">回 付 決 定</th> </tr> <tr> <th colspan="7">平成 年 月 日 前橋地方裁判所 支部へ事件回付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">裁判官</td> </tr> <tr> <td colspan="7">上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/>電話により <input type="checkbox"/>普通郵便により 通知した。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">裁判所書記官</td> </tr> </tbody> </table>							回 付 決 定							平成 年 月 日 前橋地方裁判所 支部へ事件回付							裁判官							上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/> 電話により <input type="checkbox"/> 普通郵便により 通知した。							裁判所書記官						
回 付 決 定																																									
平成 年 月 日 前橋地方裁判所 支部へ事件回付																																									
裁判官																																									
上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/> 電話により <input type="checkbox"/> 普通郵便により 通知した。																																									
裁判所書記官																																									
供 閲	首 席 書 記 官	次 席 書 記 官	訟 廷 管 理 官	記 錄 係 長	主 任 書 記 官	係 書 記 官																																			

平成30年8月13日

地方裁判所 御中



訴状M

送達場所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
 金井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

送達場所 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
 代表者 法務大臣 上川 陽子

請求事件

金額10万円

印紙額1千円

1 請求の趣旨

被告は原告に対し10万円を支払え

消費税は被告の負担とする



貼用印紙 1.000 円
 郵便切手 6.000 円

2 請求の原因

地方検察官、告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、タカハシ(20170401～20180331)、イチカワ、サ
 ラ(201804～)らは、後述のように不当に告訴を妨害しました。

被告は命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第239条2への違反です。

被告は被告訴人の権利を侵害しており故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

被告は2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

被告による適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

被告に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

被告は民法709条の一般不法行為に当たります。

被告は人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

被告は公権力を濫用し放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

被告は民法及び国家賠償法1条1項または、

民法第4条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715

条の公人への類推適用、

裁 判 事 項

年月日	事項	裁判長	裁判官	裁判官
平成 ・・ 1	本件を合議体で審理及び裁判する。			
令和 元・9・20 2	本件口頭弁論（□準備的）期日を 平成 元 年 11 月 13 日 午前・午後 2 時 10 分 と指定する。			
・・ 3	上記口頭弁論（□準備的）期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 に変更する。			
・・ 4	本件を弁論準備手続に付する。			
・・ 5	上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定する。			
<input checked="" type="checkbox"/> の告知 <u>原告</u> 代理人・当事者双方 に即日電話で告知済 <input type="checkbox"/> の告知 当事者双方に即日電話で告知済				
保管物等	取 寄 先	保管物等の表示	保管番号	返還日
				・・
				・・
				・・
				・・

和解調書等正本送達（口頭）申請調書	
受 理 日	<input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
受送達者	<input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/>
申 請 人	<input type="checkbox"/> 原告 (<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁判所書記官	

回付決定			
平成	年	月	日
前橋地方裁判所		支部へ事件回付	
裁判官			
上記決定の旨を、即日、原告に対し、			
<input type="checkbox"/> 電話により		<input type="checkbox"/> 普通郵便により	
通知した。			
裁判所書記官			

供 閱	首 席 書 記 官	次 席 書 記 官	訟 �廷 管 理 官	記 錄 係	主 任 書 記 官	係 書 記 官

第1回口頭弁論陳述

今井 豊



平成30年9月10日

前橋地方裁判所 御中



訴状N

訴(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090 3087-1577 fax0278-72-5353

訴(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
同代表者 法務大臣 上川 陽子

謝罪請求事件

請求金額 10万円

請求用印紙額 1千円

第1 請求の趣旨

被告は原告に対し 10万円を支払え

法務省は日本国として国連の条約違反による人権侵害に抗議し、必要な是正措置を取れ

訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

法務省・被疑者不詳¹と法務省人権擁護局・被疑者不詳²は、後述のように、虚偽もしくは事実を歪曲する発言を行い、また信義則違反の不当な対応を行って、私の申出による適正な手続きを妨げる権利の行使を妨害しました。

これらは人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。

これらは彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

民法707条及び国家賠償法1条1項または、

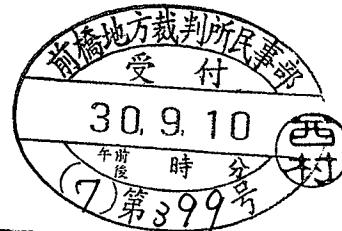
民法第4条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任)の公人への類推適用、

民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任の公人への類推適用

のうちかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

どちらも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

法務省の違法性



貼用印紙 1,000円
郵便切手 6,000円

裁 判 事 項

裁 判 事 項		裁判長	裁判官	裁判官
年月日	事 項			
平成 1 令和 元・9・20	本件を合議体で審理及び裁判する。 本件口頭弁論(□準備的)期日を 平成元年八月13日前午後2時30分 と指定する。			
2	上記口頭弁論(□準備的)期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 に変更する。			
3	本件を弁論準備手続に付する。			
4	上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定する。			
5				

✓ 口の告知 (原告) 代理人・当事者双方 に即日電話で告知済

□□の告知 当事者双方に即日電話で告知済

□□の旨知 当手書		保管物等の表示	保管番号	返還日
保 管 物 等	取寄先			.
				.
				.
				.
				.

和解調書等正本送達（口頭）申請調書	
受理日	<input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
受送達者	<input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/>
申請人	<input type="checkbox"/> 原告 (<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
裁判所書記官	

回付決定			
平成	年	月	日
前橋地方裁判所		支部へ事件回付	
裁判官			
上記決定の旨を、即日、原告に対し、			
<input type="checkbox"/> 電話により		<input type="checkbox"/> 普通郵便により	
通知した。			
裁判所書記官			

供 閱	首席 書記官	次席 書記官	訟廷 管理官	記錄 係長	主任 書記官	係 書記官

告訴状A 5 補充書

前橋地方検察庁 御中

告訴人 今井豊

ご多忙中恐縮ですが、昨日に提出済みの補充書の内容を含め、改めて以下の通り補充します。

1 告訴人の被侵害について

公務員職権濫用罪における、裁判を受ける権利の侵害とは、本来は無効とされるべき裁判が陰謀によって正当化されているに過ぎないが故に、実質的に、裁判を受ける権利の侵害と見做せる、という趣旨であり、この前提是他の二権利についても同様です。

したがって、厳密には、当該判決のみならず、当該訴訟自体も無効と考えます。

2 告訴事実1の訴訟の遅延についての認識基準について

受付日から満一年後の応当日を含め、訴状送達日の前日まで、の間を遅延と考えます。

これは主に、訴訟係属に伴う時効の中斷などの法的効果の実体的影響面を重視しています。

なお、各日付は「遅延事件一覧 20201223」(1号証)に記載の通りであり、各日付の裏付が必要な場合は、ご指示が有ればいつでも追加提出いたします。

3 告訴事実1の訴訟の遅延の犯人隠避効果について

当該訴訟を、同地裁による、被告人らの告発の端緒と見做す前提での解釈であり、付言すれば、

20190813 の訴状Q(まさに告訴事実1)の提起を見なければ、いつまで続けたか知れません。

つまり状況的に、限りなく永久的な遅延の意図と思われますから、犯人隠避効果は明白です。

なお訴状Qは、同地裁民事第1部合議係にて 20210224 一審判決待ちです。

4 犯人隠避罪によって隠避された者らの詳細

不詳1、不詳2、不詳3(追加)、サワダ、サトウ、ニシカタ、の行為事実は、2号証の通りです。

当該訴訟で(被告訴人に)、当該告訴状Aを提出して三罪の各罪状そのものを訴えたわけではなく、意味上・状況上、当然に、同人らの三罪を感知したはずだ、という、刑訴法 239条2(公務員の犯罪告発義務)違反の観点からの、あくまでも意味上・状況上の犯人隠避です。

なお、告訴状Aは現在も進行中の事件ながら、公訴時効に対する反論が難しい懸念により、未だ提出を躊躇しているものであり、未提出の事情については、告訴状A IIや告訴状Bも同様です。

5 記述の訂正

・1頁下段の、民訴規則 60 条の、三十日以内の「送達」は、正しくは、「期日指定」です。

なお、20201216 前橋地裁民事第1部・橋本書記官によれば、初回期日指定から送達までの期間に関する規定は無いが、実務上、ほぼ差は無く、数日以内としている、とのことでした。

・文中の丸数字は無視して下さい(特に2頁下段の、告訴事実2の、3の中の、②から⑦)

丸数字は前後の文脈の物とは必ずしも関連性は無く、申し訳ございませんが、注意願います。

6 有り得ない判決だからこそ、犯意の証左と言えます

隠蔽(社会通念の偽装の陰謀)が前提だからこそ、このような、何でも有りの判決、が可能なのです。

以上

告訴状A 5補充書その3

前橋地方検察庁 御中

告訴人 今井豊

ご多忙中恐縮ですが、昨日に提出済みの補充書の内容を、更に以下の通り補充します。

犯人隠避罪について

当該訴訟において被告訴人に対し、当該告訴状を提出するなど、当該三罪の各罪状を直接的に訴えていたわけではありませんが、特に以下のような記述から、裁判長としての立場上、当然に、被告らの三罪を感じえたはずだ、という、刑訴法239条2(公務員の犯罪告発義務)違反の予見可能性の観点による、あくまでも意味上・状況上の犯人隠避です。

当該訴訟のように、犯罪への公的な申立が無視されれば、事実上、権利侵害性(公務員職権濫用罪)を免れず、同時に、その意図に関らず、犯人隠避効果(犯人隠避罪)も否定できません。

後は、司法権の濫用の存否と故意の内容と存否になりますが、これはひとえに「有り得ない判決は、社会通念の偽装としか説明できない」という、蓋然性の程度問題になります。

国家的隠蔽が齎す脅迫効果(脅迫罪)も、意図とは無関係に必ず発生します。

つまり、犯人隠避罪も脅迫罪も、少なくとも不真正不作為犯ということです。

以上はいざれも当たり前のことであり、少なくとも、合理的根拠無くして、否定はできません。

それにもかかわらず、どの機関も合理的根拠を示そうとしないことこそ、国家的隠蔽の証左です。

●被告らの犯罪性を強調していたこと

・(平成30年8月13日付け訴状2頁)「違反の概要と性質 被告訴人らは包囲網として行動しました。 包囲網は慣習上の偏見に基く一貫した差別と迫害を続けました。

更に包囲網は、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫と隠蔽を続けました。

・(令和元年11月14日付け準備書面(1)=2号証5頁)「第4 貴所に、事案解明と両当事者間の証拠力の格差是正を要請します 本件は、本来、証拠を一手に握るべき捜査機関による組織的隠蔽ですから、当たり前に、当事者間に著しい証拠力の格差が在る、いわゆる現代型訴訟ですので、公平性の観点より、その格差是正を要請します。」

以上